

## インフルエンザ予防接種費用補助のご案内

インフルエンザ予防には「流行前のワクチン接種」が効果的です！  
発症した際の重症化防止にも有効です！

当組合では、今年も被保険者および被扶養者の疾病予防の一環として、インフルエンザ予防接種費用の一部を補助します。  
(補助額：年度内一人一回、1000円を限度)

### 1 東京都総合組合保健施設振興協会（東振協）が実施するインフルエンザ予防接種事業

●補助額を事前に差引いた金額で予防接種が受けられます。

#### 【実施方法】

- ①院内予防接種  
東振協が契約する医療機関の施設内で実施
- ②集合予防接種  
都内および近隣に予防接種会場を設置し実施

#### 【接種期間】

10月から翌年3月末まで  
※集合予防接種は11月から12月まで

#### 【申込方法】

希望する医療機関に事前に予約をしてください。

#### 【利用方法】

①次ページの「東振協専用インフルエンザ予防接種利用券」をコピー、または東振協のホームページよりダウンロードし、必要事項をご記入ください。

②利用券と被保険者証を窓口を持参してください。

③利用者負担金額を医療機関窓口でお支払ください。

※東振協では事業所に医療スタッフを派遣し実施する出張予防接種も実施しています。申込方法については東振協のホームページをご覧ください。

東振協URL

<http://www.toshinkyō.or.jp/influenza.html>



### 2 東振協の予防接種事業以外での補助金請求

●東振協が実施するインフルエンザ予防接種事業以外で接種した場合に、後日補助金の請求ができます。

#### 【接種期間】

通年で実施

#### 【請求方法】

- ①各種健診補助金支給申請書
  - ②領収書の原本、または領収書が写しの場合、余白に「原本に相違ない」と記載し、事業主の記名捺印のあるもの
  - ③インフルエンザ予防接種実施報告書
  - ④③を事業所できりまとめのうえ、保健事業課へご提出ください。
- ※「各種健診補助金支給申請書」「インフルエンザ予防接種実施報告書」は当組合ホームページからダウンロードしてください。